

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	社会福祉法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	社会福祉法人 全国盲ろう者協会		
郵便番号	1620042		
都道府県	東京都		
市区町村	新宿区早稲田町		
番地等	67番地 早稲田クローバービル3F		
電話番号	03-5287-1140		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	http://www.jdba.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	1991/10/07		
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	マナゴ ヤスシ
	氏名	真砂 靖
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	25
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	15
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	17
常勤職員・従業員数 [人]	10
有給 [人]	10
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	7
有給 [人]	7
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	50
団体正会員 [団体数]	35
団体その他会員 [団体数]	15
個人会員・ボランティア数	4,069
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	973
個人その他会員 [人]	3,096

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	5
申請前年度の助成総額 [円]	33,912,468
助成した事業の実績内容	2021年度に休眠預金活用事業として採択された「盲ろう者の地域団体の創業支援事業」では、札幌、千葉、静岡、香川、宮崎5つの地域団体に対し、同行援護事業所の立ち上げ、運営と掘り起こし活動促進の支援を行っている。2024年7月現在では、5団体すべてが同行援護事業所を開設し、団体活動を活性化させるなどの成果を上げている。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
----------------------	----

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。
- 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

【各欄の入力方法と注意点】

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必須

任意

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦				性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
				年	月	日							
1	OK	マコ ヤシ	真砂 靖						社会福祉法人 全国盲ろう者協会	理事長			
2	OK	カド カシイロ	門川 紳一郎						社会福祉法人 全国盲ろう者協会	理事			
3	OK	カサ マヒロ	阪田 雅裕						社会福祉法人 全国盲ろう者協会	理事			
4	OK	ムラ シギキ	野村 茂樹						社会福祉法人 全国盲ろう者協会	理事			
5	OK	フクシマ サシ	福島 智						社会福祉法人 全国盲ろう者協会	理事			
6	OK	ヤマダ マサヒ	山下 正知						社会福祉法人 全国盲ろう者協会	理事			
7	OK	ハシマ シイチ	橋間 信市						社会福祉法人 全国盲ろう者協会	常務理事・事務局長			
8	OK	カベ テツオ	可部 哲生						社会福祉法人 全国盲ろう者協会	理事			
9	OK	イシイ ハジメ	石井 肇						社会福祉法人 全国盲ろう者協会	監事			
10	OK	ヤシロ モトキ	八代 元行						社会福祉法人 全国盲ろう者協会	監事			
11	OK	オガヒ アキラ	岡本 明						社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員			
12	OK	オオサキ カズノリ	大杉 勝則						社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員			

13	OK	杉 大輔	越智 大輔	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員
14	OK	林 隆	小山田 隆	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員
15	OK	北沢 利文	北沢 利文	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員
16	OK	笹野 信治	笹野 信治	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員
17	OK	田幸 勇二	田幸 勇二	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員
18	OK	田畑 真由美	田畑 真由美	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員
19	OK	田門 浩	田門 浩	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員
20	OK	富田 哲郎	富田 哲郎	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員
21	OK	長岡 英司	長岡 英司	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員
22	OK	中島 謙次	中島 謙次	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員
23	OK	福田 暁子	福田 暁子	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員
24	OK	藤鹿 一之	藤鹿 一之	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員
25	OK	渡井 秀匡	渡井 秀匡	社会福祉法人 全国盲ろう者協会	評議員

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	盲ろう者の地域団体の創業支援事業 ステップ2
団体名:	社会福祉法人 全国盲ろう者協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

過去、通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)とア

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

- (注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第11条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第12条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第12条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第12条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第10条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第13条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第14条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第13条
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会の構成に関する確認事項	第1項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会の構成に関する確認事項	第2項の(6)
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	理事会の運営に関する規程	第2条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会の運営に関する規程	第2条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会の運営に関する規程	第4条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第26条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第27条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第26条
●理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事長並びに常務理事及び事務局長の執行権限に関する規程	第2・3条
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第18条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	評議員及び役員の報酬の支給基準について	第1・2条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	評議員及び役員の報酬の支給基準について	第3条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的な人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護基本規程	第3条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	日本民間公益活動連携機構から助成を受けて行う事業における利益相反行為の防止に関する規程	第2条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	日本民間公益活動連携機構から助成を受けて行う事業における利益相反行為の防止に関する規程	第1条
(2) 自己申告 「役員者に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	日本民間公益活動連携機構から助成を受けて行う事業における利益相反行為の防止に関する規程	第3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条第2項(3)～(6)
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2・3条
(2) 職制		公募申請時に提出	定款	第28条
(3) 職責		公募申請時に提出	就業規則	第18条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	A:職員給与規程/B:有期雇用職員就業規則	A:第2・3・5章/B:第5・6章
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	A:職員給与規程/B:有期雇用職員就業規則	A:第23～25条及び第4・5条/B:第22・23条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第2条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第14条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表「情報公開対象書類」
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第7条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第10・11条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第23条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章

社会福祉法人 全国盲ろう者協会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (1) 盲ろう者の更生相談に応ずる事業
- (2) 盲ろう者に係る社会福祉事業に関する連絡を行う事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人全国盲ろう者協会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都新宿区早稲田町67番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員12名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の細則

は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が250,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上11名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。
 - 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の職務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての

権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

第22条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置く。
- 3 議長は、理事長の職にある者をもってあてる。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第28条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

第7章 会員

(会員)

第29条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のために必要な援助を行なうものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産、その他財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 基本財産特定預金 102,500,000円
- 3 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 4 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、厚生労働大臣の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉家貸付が行なう施設整備のための資金に対する融資と併せて行なう同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合においては、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第9章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 盲ろう者に対する通訳・介助者の養成及び派遣に係る事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第10章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て厚生労働大臣の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(広告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人全国盲ろう者協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員を選任を行うものとする。

理事長 小島純郎

理事 岩尾 一

理事 苅安達男

理事 塩谷 治

理 事 野村茂樹
理 事 本間一夫
理 事 福島 智
理 事 三科章二郎
監 事 神前和郎
監 事 井田道子

附 則

- (1) 平成5年6月30日定款変更認可申請に係る理事の任期は、定款第10条の規定にかかわらず、平成7年3月27日までとする。
- (2) 平成5年6月30日定款変更承認認可申請に係る評議員の任期は、定款第15条の規定にかかわらず、平成7年3月27日までとする。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

東京都新宿区早稲田町67番地
社会福祉法人全国盲ろう者協会



COCCO

COCCO

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局新宿出張所管轄)

令和 6年 4月23日

東京法務局新宿出張所
登記官

宮崎久昭



2021年度事業報告書

社会福祉法人全国盲ろう者協会

2021年度事業報告

I. はじめに

2021年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた1年となりました。2021年初めから政府による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発令に伴い、特に上半期においては、コロナ禍の状況を見守りながら、各種事業等をどのように進めていくべきか、大変悩まされた1年でありました。

例年夏に開催している全国盲ろう者大会は、感染拡大を考慮し、中止としました。一方、研修事業等は、前年度と同様にZoomを主体としたオンラインをベースにし、新たに手話通訳を用意して開催することができたほか、盲ろう者の情報機器の活用を促進するコミュニケーション訓練個別訪問や、盲ろう者のリハビリテーションシステム試行事業における訪問型生活訓練などは、4回目の緊急事態宣言が解除された10月から本格的に動き出すことができました。

ただ、2022年初頭からまん延防止等重点措置が再び発令されたため、年度内に予定していた事業を完了することができず、年度を越えて継続せざるを得ない状況です。

また、新たな取り組みとして休眠預金を活用した「一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）」の助成事業に応募し、「盲ろう者の地域団体の創業支援事業」を開始することができました。当協会の重要な目標の一つである「日本版ヘレン・ケラー・ナショナルセンター（仮称）」の開設に向けて、あらゆる可能性を探るという意味でも、今後の活動において大変意義のある1年でありました。

以下に、各事業の実施状況をご報告します。

Ⅱ. 2021年度実施事業の概要

1. 厚生労働省委託事業Ⅰ（盲ろう者向け通訳者養成研修等事業）
 - (1) 盲ろう者関係生活相談等事業
 - ア. 盲ろう者関係生活相談等事業
 - イ. 広報誌発行事業
 - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
 - 盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修事業
 - (3) 盲ろう者国際協力推進事業
 - (4) 盲ろう者福祉啓発事業
 - (5) 盲ろう者情報機器活用訓練等促進事業
 - ア. 盲ろう者向け情報機器指導者養成研修事業
 - イ. コミュニケーション訓練個別訪問指導事業
 - ウ. 全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修事業
 - (6) 盲ろう者向け通訳・介助員制度の施行準備事業
2. 厚生労働省委託事業Ⅱ（盲ろう者の総合リハビリテーション・システム試行事業）
 - (1) 盲ろう者の総合リハビリテーション・システム試行事業
3. 一般財団法人日本民間公益活動連携機構助成事業
 - (1) 盲ろう者の地域団体の創業支援事業
4. 公益財団法人鉄道弘済会補助事業
 - (1) 海外盲ろう者体験文投稿プロジェクト事業
5. 日本財団助成事業
 - (1) アジアにおける盲ろう者団体ネットワークの構築事業
 - (2) 盲ろう児者の医療アクセスと医療連携を支えるネットワーク構築事業
6. 自主事業
 - (1) 盲ろう者関係図書刊行事業
 - (2) 盲ろう者向け情報機器等研究開発支援事業

Ⅲ. 事業別実施状況

1. 厚生労働省委託事業Ⅰ（盲ろう者向け通訳者養成研修等事業）

（1）盲ろう者関係生活相談等事業

ア. 盲ろう者関係生活相談等事業

盲ろう当事者相談員2名を中心として、全国各地の盲ろう当事者からの生活相談のほか、家族や通訳・介助員、福祉関係者等からのさまざまな相談や情報提供の要請に応じてきました。電話、ファックス、メール等を通じて扱った相談件数は、1年間で89件となっています。例年に比べ、3割程度の減少となりましたが、一つにはコロナ禍の影響により、全国的に盲ろう者友の会等地域団体の活動も思うような活動ができず、そのようなことも影響しているのではないかと考えています。

イ. 広報誌発行事業

わが国唯一の盲ろう関係専門誌『コミュニカ』を2回発行し、盲ろう者、支援者及び関係機関へ送付しました。

第63号 墨字版 2,600部 点字版 450部

第64号 墨字版 2,600部 点字版 450部

※ 本誌は、活字版、点字版、CD版（テキスト、ワード、PDF、BES、音声デジターのデータを収録）により発行しています。

（2）盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修事業

盲ろう者向け通訳・介助員養成事業は、都道府県（指定都市・中核市を含む。以下同じ。）が行う地域生活支援事業の必須事業であり、厚生労働省から養成講習会の標準カリキュラムが示されています。当協会では、この標準カリキュ

ラムに基づいて都道府県が行なう養成講習会を円滑に進めるため、養成講習会の指導者（講師）養成に特化した研修事業（中央研修）を行ってきました。

2021年度は、1月22日（土）～2月27日（日）まで、断続的に4日間のオンライン研修を行い、全国から盲ろう者5名を含む30名が受講者として参加し、全員が本研修を修了しました。

オンライン方式では、実習（実技）の実施が難しく、また、盲ろう者をはじめ聴覚障害者、視覚障害者など受講者のコミュニケーション保障にも大きな困難を伴いますが、半面、従来の対面方式では、都内の会場を使用した4日間連続という制約がありましたので、それが無くなったために、全国各地から参加しやすくなり、盲ろう者などを含めた受講希望者は増加しました。

（3）盲ろう者国際協力推進事業

盲ろう者国際協力推進事業は、世界盲ろう者連盟（WFD B）や盲ろうインターナショナル（DB I）などの国際組織及びその加盟各国と連携し、世界の盲ろう情報の収集と、わが国の情報を世界へ発信する目的を持っています。しかしながら、2021年度においても、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、世界盲ろう者連盟主催の世界会議は、2022年度に延期されたほか、国境をまたいでの人的交流は全くできず、当協会の国際的な交流活動としては、国際組織や世界各国とのEメールなどによる情報収集程度に留まらざるを得ませんでした。そのため本年度は、今後の本格的な交流活動の再開に備えて、わが国の盲ろう者向け通訳・介助技術を国外に伝えるため、養成カリキュラムの翻訳作業などを進めました。

（4）盲ろう者福祉啓発事業

2021年度においては、前年度からのコロナ禍の影響により、これまでのように、各地に当協会の職員を派遣して、地元の友の会と連携して活発な啓発活動を行うことは困難であったため、本事業は実質凍結状態となりました。

(5) 盲ろう者情報機器活用訓練等促進事業

ア. 盲ろう者向け情報機器指導者養成研修事業

コミュニケーションと情報の取得に大きな困難を抱える盲ろう者にとって、パソコン等の情報機器の利用技術を身につけることは極めて重要な意義を持っています。しかしながら、一般的な障害者向けのパソコン教室などにおいては、盲ろう者の障害特性に応じた適正な指導を受けることは困難であることから、当協会では、独立行政法人福祉医療機構の助成を受けて、開拓的事業として盲ろう者向けパソコン指導者養成研修事業を開始し、2015年度からは、厚生労働省の委託事業として継続的に本事業を実施してきました。

特にコロナ禍においては、他人との接触や外出などが厳しく制限され、その重要性は、ますます増大しています。2021年度は、点字情報端末ブレイルセンスの新機種への移行期であることを踏まえ、すでに盲ろう者へのサポートを行っている現任の指導者を主たる対象者として、新機種に移行する際の留意点や、指導・サポートを行っていく上で、盲ろう者ならではの留意すべきことなどについて情報共有を図ることを目的に行いました。本研修会は、3月6日（土）にオンラインにて開催し、全国から盲ろう者1名を含む12名の受講がありました。

イ. コミュニケーション訓練個別訪問指導事業

盲ろうは希少な障害で、移動にも大きな困難を抱えるため、情報機器の利用技術を身につけるには、個別訪問指導が極めて有効な手法となります。

このため、当協会では、独立行政法人福祉医療機構の助成を受けて盲ろう者に対する情報機器の個別訪問指導事業を開始し、2015年度からは、厚生労働省の委託事業として本事業を実施してきました。2020年度は、コロナ禍に対応した重点事業として、これまでより事業の枠を拡大し、全国から募集した7名の盲ろう者に、点字情報端末や点字ディスプレイなどを貸与し、自宅への訪問指導を行ないました。また、過去の受講者の中でフォローアップ（追加

の訓練・サポート)を希望する盲ろう者に対する訪問指導も実施しました。ただ、2021年1月に2回目の緊急事態宣言が発令され、都道府県間をまたぐ指導者の派遣が困難となり、事業の一部が積み残しとなってしまいました。このような状況に鑑み、2021年度は、まずは前年度からの継続指導に着手するとともに、新規に募集を行い、7名(北海道、山形県、千葉県、神奈川県、静岡県、奈良県、大阪府)の盲ろう者に対する訪問指導を実施しましたが、これも後に発令された、まん延防止等重点措置に伴い、全てを完了することができず、2022年度に持ち越すこととしています。

ウ. 全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修事業

盲ろう者の社会参加を進めていくためには、各地域における盲ろう者友の会などの活動の活性化が極めて重要です。このため、当協会では、独立行政法人福祉医療機構の助成を受けて盲ろう者地域団体のニューリーダー育成研修会を開始し、2015年度からは、厚生労働省の委託事業として継続的に同事業を実施してきました。しかしながら、これまで全国から多数の盲ろう者を集め、グループ討議などを中心とした宿泊研修方式で実施してきた本事業を、コロナ禍への対応を踏まえてオンライン化することは、参加する盲ろう者の情報保障などの面で、相当に困難であることが分かり、2020年度は、第1ステップとして、全国の盲ろう者友の会などで活動している盲ろう者がオンライン方式で交流し、情報交換などを行う場を設定しました。この経験を踏まえて、2021年度は、11月6日(土)、20日(土)の2日間にわたり、オンラインによる研修を実施し、全国の盲ろう者友の会から8名の盲ろう者が参加しました。初日は盲ろう以外の障害分野のリーダーから、リーダーとしての活動を学ぶという趣旨のもと、DPI日本会議のリーダーによる講演を行い、2日目は、初日の講演を受けて意見交換などを実施しました。両日共、大きなトラブルもなく、有意義な研修となりました。

(6) 盲ろう者向け通訳・介助員制度の施行準備事業

2018年度から同行援護事業の枠組みを活用して盲ろう者の通訳・介助を行う新たな制度が施行されたことを踏まえ、この制度の普及・定着に向けて、これまで、全国各地の盲ろう者友の会や行政関係者などに対して、説明会などを行ってきました。2020年度はコロナ禍の影響を受け、本事業も実質停止状態でしたが、2021年度は、盲ろう者友の会などの地域団体が設置・運営している、盲ろう者向けの同行援護事業所の協力を得て、盲ろう者友の会の代表者などを対象に、盲ろう者向けの同行援護事業所の立ち上げに必要な準備、運営に関する実務等についての見学説明会を実施し、栃木県、千葉県、石川県、香川県の友の会に対して、オンラインによる説明会、もしくは実地の見学説明会を実施することができました。また同様の趣旨で、希望のあった友の会（宮城県、千葉県、静岡県、宮崎県）に、当協会職員を派遣し、同行援護事業所開設に向けての説明会を実施しました。その他、同行援護事業所をすでに立ち上げている和歌山県においては、このコロナ禍の影響で事業所運営に苦慮されていることから、職員を派遣し、今後の対応策などの相談支援も実施しました。

2. 厚生労働省委託事業Ⅱ

(盲ろう者の総合リハビリテーション・システム試行事業)

(1) 盲ろう者の総合リハビリテーション・システム試行事業

本事業は、盲ろう者の特性に対応したリハビリテーション・システムの構築(日本版ヘレン・ケラー・ナショナルセンターの開設)を目指した先行的試行事業を実施するもので、児童部門においては、盲ろう児の保護者への専門相談や盲ろう児が利用している児童発達支援事業所への訪問指導など、成人部門においては、短期宿泊型の生活訓練事業などを目的としています。2021年度においては、成人部門では、これまで都内にマンションの1室を一定期間借り上げて単身生活を実践する宿泊型の生活訓練を実施していましたが、盲ろう者のお住まいの地域において、ご自宅や地域の会場などに講師を派遣して、訓練を提供する訪問型の

生活訓練に取り組むこととしました。全国から募集を行い、6人（群馬県、神奈川県、愛知県、奈良県、徳島県、福岡県）の盲ろう者に対して、講師を派遣（一部オンラインにて実施）し、コミュニケーション訓練、歩行訓練、日常生活において必要な技能習得、グッズ等の活用方法など、それぞれの盲ろう者のニーズに合わせた多岐にわたる訓練を提供しました。しかし、これらの派遣は緊急事態宣言解除後の10月から開始したものの、本年初めに再び発令された、まん延防止等重点措置を受けて、一時中断を余儀なくされました。そのため、年度内に予定していたプログラムを終了できず、2022年度に持ち越すこととなりました。また、本事業では、グループホームから地域生活への移行を希望する盲ろう者に対して、モデルケースとして、一人暮らしに必要な生活訓練を提供したほか、地域のさまざまなリソース（支援・医療機関等）とつなぐ支援なども実施しました。児童部門の活動においては、コロナ禍の影響もあり、具体的な支援活動を行うことはできませんでした。

3. 一般財団法人日本民間公益活動連携機構助成事業

（1）盲ろう者の地域団体の創業支援事業

2021年度において、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下、JANPIA）が休眠預金を活用して行う助成事業に当協会が応募して、資金分配団体として採択されました。具体的には、当協会が資金の分配団体となり、各県の友の会が同行援護事業所を開設・運営するための資金を提供するほか、NPO法人の立ち上げから同行援護事業所の運営ノウハウの提供といった非資金的な支援も行い、加えて、地域の盲ろう者の掘り起こし、友の会活動の活性化につながる新たな事業展開への支援も併行して行います。採択後の11月末にJANPIAとの契約を締結し、本格的な事業開始となりました。事業期間は、2025年3月末までとなります。

1月末から3月初旬に、全国の盲ろう者友の会等地域団体に対して公募を行い、全国から7団体の応募がありました。その後、外部の有識者も交えた選定委員会

を開催し、厳正なる審査の結果、NPO法人札幌盲ろう者福祉協会、NPO法人千葉盲ろう者友の会、静岡盲ろう者友の会、香川盲ろう者友の会、宮崎県盲ろう者友の会の5団体を実行団体として内定しました。2022年度初めには、当協会と各実行団体である各友の会との間で助成事業に関する契約を締結した後に、本格的な事業を進めていきます。

4. 公益財団法人鉄道弘済会補助事業

(1) 海外盲ろう者体験文投稿プロジェクト事業

本事業は、公益財団法人鉄道弘済会の助成により実施してきた「全国盲ろう者体験文コンクール」を引き継ぎ、「アジアにおける盲ろう者団体のネットワーク構築事業」とも連携して、海外（アジア各国）の盲ろう者から体験文を募集する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、海外（アジア各国）の盲ろう者団体等との連絡・協議も困難となったことから、2020年度に引き続き、体験文の募集活動自体を見送らざるを得ませんでした。

5. 日本財団助成事業

(1) アジアにおける盲ろう者団体のネットワーク構築事業

2021年度は、5か年計画で進めている本事業の4年目となりましたが、コロナ禍の影響により、実質的には全てにおいて凍結状態となっています。2020年度の事業期間を延長して、実施できなかった第2回アジア盲ろう者団体ネットワーク会議の開催や、モンゴルに盲ろう当事者を派遣して盲ろう者支援活動を行うことなどができないかと状況を見守っていましたが、断念せざるを得ない状況となりました。

唯一、国内で国際協力活動に関する専門人材育成を目的とした研修会を、7月31日（土）、8月7日（土）の2日間にわたり、オンラインにて開催しました。

1日目は、韓国とシンガポールで活動している盲ろう当事者に自国における活動の状況などについて講演していただきました。2日目は、DPI日本会議の方

から、これまでの国際協力活動の経験談などを交えた講演をしていただき、参加者との意見・情報交換を行いました。本研修会には、国内から10人の盲ろう当事者の参加がありました。

その他、2021年度事業として計画していたアジア地域の国を訪問しての支援活動などは、全て凍結となりました。なお、これらの凍結状態となった事業については、日本財団との協議により事業実施期間の延長（6か月）が認められたため、今後、新型コロナウイルス感染症の状況などを十分に見極めつつ、可能な範囲で事業の実施に努めていきます。

（２）盲ろう児者の医療アクセスと医療連携を支える

ネットワーク構築事業

本事業は、国立病院機構東京医療センターと連携して、2019年度からの3か年事業として開始し、東京医療センターに医療情報窓口を設置し、医療施設のデータベースを開設するなど、盲ろう児者の医療ネットワーク構築に取り組んできました。3カ年計画の最終年度である2021年度においては、医療ネットワークの一層の拡充を図るとともに、「盲ろう児者の福祉と医療」と題するオンライン講習会を、大阪府、愛知県の関係者を対象に実施しました。この3年間の実績として、医療施設等のデータベースは、東京都・大阪府・愛知県・横浜市・川崎市について整備することができました。日本財団からの助成事業としましては、一区切りがついたこととなりますが、医療情報窓口は今後も継続して東京医療センターに設置いただくとともに、医療施設等のデータベースについてもエリアを全国に広げるべく、当協会と東京医療センターとは引き続き連携を密に取りながら、今後のさらなる展開を計っていく予定です。

6. 自主事業

(1) 盲ろう者関係図書刊行事業

「日本版ヘレン・ケラー・ナショナルセンター」開設に向けた検討を具体化していくためには、日本から海外への情報発信も重要であることから、2016年度から盲ろう者に関する日本の専門図書（「盲ろう者として生きて」著者 福島智）の英訳作業を進め、2018年度は、この英訳本を刊行して世界各国に頒布することを目的として、クラウドファンディングによる資金作りを行いました。翻訳作業等に時間を要したことから、英訳本の刊行が遅れておりましたが、ようやく東京大学出版会に翻訳データを渡すとともに、本格的な出版に向けての流れに乗せることができました。刊行は2022年度中を予定しています。

また、国内向けとなりますが、米国パーキンス盲学校発行の『Remarkable Conversations』の邦訳版『盲ろう児コミュニケーション教育・支援ガイド 豊かな「会話」の力を育むために』が、明石書店から2021年12月に出版されました。パーキンス盲学校はヘレン・ケラーも学び、盲ろう児教育については実績のある学校です。本書はその長年の経験に基づく貴重なノウハウを克明にまとめた、歴史的な名著といえるものです。当協会評議員、及びNPO法人全国盲ろう児教育・支援協会監事の岡本明氏が中心となり翻訳したものです。当協会及びNPO法人全国盲ろう児教育・支援協会では、本書の出版に当たり、全面的に協力したほか、全国の友の会等地域団体、及び全国の視覚及び聴覚の特別支援学校に寄贈しました。

(2) 盲ろう者向け情報機器等研究開発支援事業

当協会では、これまで様々な機会を捉えては、盲ろう者が手軽に利用できる情報機器等の研究開発を支援してきました。また、公益財団法人テクノエイド協会が行う「シーズ・ニーズマッチング交流会」にも参加して、情報機器等の開発側とユーザー側のマッチングの促進に協力しました。

2021年度 諸統計資料
(2022年3月末現在)

1. 盲ろう者登録数の推移

(単位：人)

年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31・R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
年度末登録数	960	978	985	989	984	978
増減数	+19	+18	+7	+4	-5	-6

2. 重度盲ろう者登録数の推移

(単位：人)

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021
年度末登録数	743	745	772	779	773	767
増減数	+11	+2	+27	+7	-6	-6

3. 盲ろう者関係生活相談件数の推移

(単位：件)

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021
方法	来所	18	11	9	8	5
	電話	52	101	116	89	40
	文書・FAX・メール等	64	64	65	37	44
内容	日常生活	35	22	23	17	22
	社会保障制度	13	14	19	12	3
	情報提供	63	85	75	50	46
	その他	23	55	73	55	18
合計	134	176	190	134	129	89

4. 盲ろう者向け通訳・介助員登録数の推移

(単位：人)

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021
年度末登録数	3078	3108	3144	3152	3131	3111
増減数	+29	+30	+36	+8	-21	-20

5. 全国盲ろう者大会参加者数の推移

(単位：人)

年度回数	2016 第25回	2017 第26回	2018 第27回	2019 第28回	2020 中止	2021 中止
開催場所	福岡県 北九州市	岩手県 花巻市	千葉県 千葉市	愛知県 名古屋市	—	—
参加者数 (内、盲ろう者)	789 (232)	711 (206)	893 (248)	887 (266)	—	—

6. 盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会受講者数の推移

(単位：人)

年度回数	2016 第26回	2017 第27回	2018 第28回	2019 第29回	2020 第30回	2021 第31回
開催場所	東京都 新宿区	東京都 新宿区	東京都 新宿区	東京都 新宿区	オンライン	オンライン
受講者数 (内、盲ろう者)	25 (5)	28 (6)	29 (5)	25 (4)	28 (6)	30 (5)

7. 全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修会受講者数の推移

(単位：人)

年度回数	2016 第5回	2017 第6回	2018 第7回	2019 第8回	2020 第9回	2021 第10回
開催場所	千葉県 千葉市	千葉県 千葉市	千葉県 千葉市	千葉県 千葉市	オンライン	オンライン
受講者数	14	11	12	13	8	8

(注) 2020年度は「全国盲ろう者団体ニューリーダー等オンライン会議体験会」として実施。

8. 盲ろう者向け情報機器指導者養成研修会受講者数の推移

(単位：人)

年度・回数	2016 第9回	2017 第10回	2018 第11回	2019 第12回	2020 第13回	2021 第14回
開催場所	東京都 豊島区	東京都 新宿区	東京都 新宿区	大阪府 大阪市	オンライン	オンライン
受講者数 (内、盲ろう者)	16 (1)	21 (4)	9 (0)	10 (1)	5 (2)	12 (1)

9. 盲ろう者地域団体（「盲ろう者友の会」等）未設置県

青森県(2017年4月に「青森県盲ろう者支援会」設立)

(計1県)

2022年度事業報告書

社会福祉法人全国盲ろう者協会

2022年度事業報告

I. はじめに

2022年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によるコロナ禍も3年目となり、まだまだ制約が残る事業展開を強いられる年となりました。そのような中で、夏に開催している「全国盲ろう者大会」は中止し、各種研修会事業は、これまでのノウハウの蓄積を踏まえて、オンライン方式により開催しました。

一方で、まん延防止等重点措置による行動制限が撤廃される等の社会情勢を睨みつつ、コミュニケーション訓練個別訪問指導（盲ろう当事者の自宅等を訪問するパソコン等の訓練）、訪問型の生活訓練などは、首都圏から講師を派遣する場合にはPCR検査を徹底するなど感染対策に十分配慮しながら、円滑に進めることができました。

さらに、国際協力事業においては、昨夏8月にスイス・ジュネーブで開かれた国連の障害者権利委員会による、日本における障害者権利条約の実施状況（政府報告）に関する審査に職員を派遣する等、3年ぶりとなる海外活動を実施できました。

また、2021年度から開始した休眠預金を活用した「盲ろう者の地域団体の創業支援事業」においては、全国の友の会等地域団体の中から5団体を実行団体として選定しました。同行援護事業所の開設や友の会活動の活性化につながる各種事業について、各団体と連携を密に取りつつ、順調に進めることができ、5団体のうち2団体は、すでに同行援護事業所を開設し、残りの3団体においてもNPO法人格を取得し、事業所開設に向けた準備が進んでいます。

以下に、各事業の実施状況をご報告します。

Ⅱ. 2022年度実施事業の概要

1. 厚生労働省委託事業Ⅰ（盲ろう者関係生活相談等事業）

（1）盲ろう者関係生活相談等事業

ア. 盲ろう者関係生活相談等事業

イ. 広報誌発行事業

（2）盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修事業

（3）盲ろう者国際協力推進事業

（4）盲ろう者福祉啓発事業

（5）盲ろう者情報機器活用訓練等促進事業

ア. 盲ろう者向け情報機器指導者養成研修事業

イ. コミュニケーション訓練個別訪問指導事業

ウ. 全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修事業

（6）盲ろう者向け通訳・介助員制度の施行準備事業

2. 厚生労働省委託事業Ⅱ（盲ろう者の総合リハビリテーション・システム事業）

（1）盲ろう者の総合リハビリテーション・システム事業

3. 一般財団法人日本民間公益活動連携機構助成事業

（1）盲ろう者の地域団体の創業支援事業

4. 公益財団法人鉄道弘済会補助事業

（1）海外盲ろう者体験文投稿プロジェクト事業

5. 日本財団助成事業

（1）アジアにおける盲ろう者団体ネットワークの構築事業

6. 自主事業

（1）盲ろう者関係図書刊行事業

（2）盲ろう者向け情報機器等研究開発支援事業

Ⅲ. 事業別実施状況

1. 厚生労働省委託事業Ⅰ（盲ろう者関係生活相談等事業）

（1）盲ろう者関係生活相談等事業

ア. 盲ろう者関係生活相談等事業

盲ろう当事者の相談員2名を中心として、全国各地の盲ろう者からの生活相談のほか、家族や通訳・介助員、福祉関係者等からのさまざまな相談や情報提供の要請に応じてきました。面談、電話、ファックス、メール等を通じて扱った相談件数は、1年間で102件となりました。

イ. 広報誌発行事業

わが国唯一の盲ろう関係専門誌『コミュニカ』を2回発行し、盲ろう者、支援者及び関係機関へ送付しました。

第65号 墨字版 2,500部 点字版 445部

（特集記事として「盲ろう者と音楽」を掲載）

第66号 墨字版 2,500部 点字版 445部

（特集記事として、「国連障害者権利委員会第1回日本審査」を掲載）

※本誌は、活字版、点字版、CD版（テキスト、ワード、PDF、BES、音声デジターのデータを収録）により発行しています。

（2）盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修事業

盲ろう者向け通訳・介助員養成事業は、都道府県（指定都市・中核市を含む。以下同じ。）が行う地域生活支援事業の必須事業であり、厚生労働省から養成講習会の標準カリキュラムが示されています。当協会では、この標準カリキュラムに基づいて都道府県が行なう養成講習会を円滑に進めるため、養成講習会の指導者（講師）養成に特化した研修事業（中央研修）を行っています。

2022年度は、2023年1月21日（土）・28日（土）・2月11日（土）・

3月4日（土）の4日間のオンライン研修を行い、全国から盲ろう者6名を含む28名（内、聴覚障害者6名含む）が受講者として参加し、全員が本研修を修了しました。

オンライン方式による本研修会も3年目となり、今回は小グループに分けて、ディスカッションも取り入れるなど、これまでのリアルな対面研修に近いかたちを試みました。オンラインによる研修ノウハウの蓄積は着実に進んでいると言えます。また、全国各地から参加しやすいこともあり、盲ろう者などを含めた受講希望者が前年度に引き続き多数ありました。

一方で、受講者個々の通信環境によっては、通信速度が遅い場合、特に手話を介したコミュニケーションの難しさが明らかとなりました。また、実習（実技）部分をどのようにカバーしていくか等、今後の課題となります。

（3）盲ろう者国際協力推進事業

盲ろう者国際協力推進事業は、世界盲ろう者連盟（WFDB）や盲ろうインターナショナル（DBI）などの国際組織及びその加盟各国と連携し、世界の盲ろう情報の収集と、わが国の情報を世界へ発信する目的を持っています。

2020年度からコロナ禍の影響で海外渡航・活動は見合わせていましたが、昨夏8月にスイス・ジュネーブで開かれた国連の障害者権利委員会による、わが国における障害者権利条約の実施状況（政府報告）に関する日本審査が行われ、8月17日～25日にかけて、日本障害フォーラム（JDF）の一員として、当協会から職員2名（うち、盲ろう者1名）、通訳・介助員3名、計5名を派遣しました。8月22日・23日の両日にわたり、権利委員会と日本政府の建設的対話を実施され、これに先駆けて、現地に赴いたJDFや日弁連等の非政府組織（NGO）と権利委員会とのプライベート・ブリーフィング、ロビーイングも積極的に行われました。その結果、9月9日には権利委員会から日本に対する総括所見が示されました（最終版は10月7日）。この総括所見には「盲ろう」について具体的な記述があり、盲ろう者など、より手厚い支援を必要とするすべての障害

者への情報提供やコミュニケーション支援の充実、盲ろう児のインクルーシブ教育へのアクセス、盲ろう者も含めたスポーツにおける参加促進等について、懸念と勧告が示されています。

一方で、昨秋10月24日～25日に、ケニアのナイロビで第6回世界盲ろう者連盟総会が開催されましたが、開催地におけるコロナの感染状況等を踏まえて、今回は日本からの参加を見合わせることにしました。この総会では役員の改選が行われ、2001年以来アジア地域代表を務めてきた福島智理事が、今回の改選に伴い退任しました。後任候補として、日本からは福田暁子評議員（元世界盲ろう者連盟事務局長）を推薦しましたが、選挙の結果、インドのザミール・デール氏が新しいアジア地域代表に就任しました。

（４）盲ろう者福祉啓発事業

前年度に引き続きコロナ禍の影響により、これまでのように各地に当協会の職員を派遣し、地元の友の会と連携して活発な啓発活動を行うことは困難であったため、本事業は実質凍結状態となりました。

なお、例年実施している「盲ろう者向け通訳・介助員派遣・養成研修事業」等の実態調査は行い、報告書を関係機関等に送付しました。

（５）盲ろう者情報機器活用訓練等促進事業

ア．盲ろう者向け情報機器指導者養成研修事業

コミュニケーションと情報の取得に大きな困難を抱える盲ろう者にとって、パソコン等の情報機器の利用技術を身につけることは極めて重要な意義を持っています。しかしながら、一般的な障害者向けのパソコン教室などにおいては、盲ろう者の障害特性に応じた適正な指導を受けることは困難であることから、当協会では、独立行政法人福祉医療機構の助成による開拓的事業を経て、2015年度からは厚生労働省の委託事業として継続的に本事業を実施しています。特にコロナ禍においては、他人との接触や外出などが厳しく制限され、その重要性は増

大しています。

2022年度は、残存視力・聴力を活用できる盲ろう者が、iPadを利用する際の指導法について、盲ろう者の使用事例を交えつつ、推奨するアプリや盲ろう者への指導における配慮点等について取り上げることとしました。本研修会は、2月26日にオンラインにて開催し、全国から盲ろう者1名を含む29名（うち、視覚障害者2名、聴覚障害者3名を含む）が受講しました。

イ. コミュニケーション訓練個別訪問指導事業

盲ろうは希少な障害で、移動にも大きな困難を抱えるため、情報機器の利用技術を身につけるには、個別訪問指導が極めて有効な手法となります。本事業では、全国から募集した盲ろう者に、パソコン・点字ディスプレイ・点字情報端末などを貸与し、自宅への訪問指導を行います。当協会では、独立行政法人福祉医療機構の助成による開拓的事業を経て、2015年度からは厚生労働省の委託事業として実施しています。

2020年度からは、コロナ禍に対応した重点事業と位置づけて、これまでより事業の枠を拡大し実施してきました。しかしながら、2020・2021年度においては、行動制限の影響で他県への指導者の派遣ができず、必要な訓練が提供できなかったことから、次年度以降への持ち越し分が多数出てしまいました。

このような状況に鑑み、2022年度は、2020年度からの継続分として3名（宮城・神奈川・長崎）、2021年度からの継続分として7名（北海道・山形・千葉・神奈川・静岡・奈良・大阪）に加えて、新規に募集を行った3名（青森・三重・福岡）の盲ろう者に対する訪問指導を実施しました。また、過去の受講者の中でフォローアップ（追加の訓練・サポート）を希望する盲ろう者2名（京都・宮崎）に対する訪問指導も実施しました。

ウ. 全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修事業

盲ろう者の社会参加を進めていくためには、各地域における盲ろう者友の会などの活動の活性化が極めて重要です。このため、当協会では、独立行政法人福祉医療機構の助成による事業を経て、2015年度からは厚生労働省の委託事業として継続的に本事業を実施しています。

本研修会は、全国から多数の盲ろう者を集め、グループ討議などを中心とした宿泊研修方式で実施していましたが、コロナ禍においては、情報保障の観点からも試行錯誤しながら、オンラインで行うこととしました。2020年度に、まずはオンラインを体験してもらおうという試みから始め、回を重ねることで、オンラインによる研修会のノウハウを蓄積してきました。

2022年度は、10月23日、29日の2日間にわたり、オンラインによる研修会を実施し、全国の盲ろう者友の会から8団体・8名の盲ろう者が参加しました。今回は「防災」をテーマに、日本視覚障害者団体連合から講師を招き、1日目は「個人としての防災」、2日目は「団体としての防災」について講演いただくとともに、午後には、講演内容を踏まえたうえで、受講者間の意見・情報交換が行われました。

(6) 盲ろう者向け通訳・介助員制度の施行準備事業

2018年度から同行援護事業の枠組みを活用して盲ろう者の通訳・介助を行う新たな制度が施行されたことを踏まえ、この制度の普及・定着に向けて、これまで、全国各地の盲ろう者友の会や行政関係者などに対して、説明会などを行ってきました。

2022年度においても盲ろう者友の会などの地域団体が設置・運営している、盲ろう者向けの同行援護事業所の協力を得て行いました。事業所の立ち上げに必要な準備、運営に関する具体的な実務等について、栃木県・滋賀県の友の会に対して、見学説明会やオンラインによる説明会を実施しました。

なお、本事業は2017年度から6年にわたり実施してきましたが、後述の「盲

ろう者の地域団体の創業支援事業」を開始したこと等を踏まえて、2022年度で終了することとしました。

2. 厚生労働省委託事業Ⅱ

(盲ろう者の総合リハビリテーション・システム事業)

(1) 盲ろう者の総合リハビリテーション・システム事業

本事業は、盲ろう者の特性に対応したリハビリテーション・システムの構築(日本版ヘレン・ケラー・ナショナルセンターの開設)を目指した先行的試行事業を実施するもので、児童部門においては、盲ろう児の保護者への専門相談や盲ろう児が利用している児童発達支援事業所への訪問指導など、成人部門においては、短期宿泊型の生活訓練事業などを目的としています。

2022年度、成人部門においては、前年度に引き続き、盲ろう者のお住まいの地域において、ご自宅や地域の会場などに講師を派遣して、訓練を提供する訪問型の生活訓練に取り組むこととしました。本事業においても、コロナ禍による行動制限の影響から、2021年度からの継続分として5名(群馬・神奈川・愛知・奈良・福岡)の盲ろう者に加えて、新規に募集した3名(愛知・大阪)の盲ろう者に対して、講師を派遣し、コミュニケーション訓練(点字の触読、情報機器の活用等)、歩行訓練等それぞれの盲ろう者のニーズに合わせた多岐にわたる訓練を提供しました。また、過去の利用者1名(京都)に対してフォローアップも行いました。

児童部門の活動においては、コロナ禍の影響もあり、具体的な支援活動を行うことはできませんでした。

3. 一般財団法人日本民間公益活動連携機構助成事業

(1) 盲ろう者の地域団体の創業支援事業

2021年度において、一般財団法人日本民間公益活動連携機構(以下、JANPIA)が休眠預金を活用して行う助成事業に当協会が応募して、資金分配団

体として採択されました。具体的には、当協会が資金の分配団体となり、各県の友の会が同行援護事業所を開設・運営するための資金を提供するほか、NPO法人の立ち上げから同行援護事業所の運営ノウハウの提供といった非資金的な支援も行い、加えて、地域の盲ろう者の掘り起こし、友の会活動の活性化につながる新たな事業展開への支援も併行して行います。事業期間は、2025年3月末までとなります。

実行団体として決定したNPO法人札幌盲ろう者福祉協会、NPO法人千葉盲ろう者友の会、静岡盲ろう者友の会、香川盲ろう者友の会、宮崎県盲ろう者友の会の5団体と、当協会の間で助成事業に関する契約を締結した上で、事業を進めています。具体的には、NPO法人格を持つ札幌・千葉では、本年1月から同行援護事業所を開設し、同行援護従業者の派遣を始めています。また、NPO法人格を持っていなかった静岡・香川・宮崎については、法人格取得に取り組むこととして、いずれも年度内には全ての団体がNPO法人として認可され、引き続き、同行援護事業所開設に向けた取り組みに入っています。また、いずれの団体も同行援護事業所開設のみならず、それと併行して行う盲ろう者の掘り起こし、啓発活動等を進めることができました。

事業を進めるに当たっては、当協会担当職員（プログラム・オフィサー）を中心に、各実行団体との間で月1回のペースで打ち合わせ、または現地に出張するなどして、密な連携を計っており、JANPIAとの協議も定期的に行っています。

加えて、本事業で求められている事業評価（社会的インパクト評価）のため、龍谷大学のユヌス・ソーシャルリサーチセンターと当協会、および実行団体間で契約を交わし、評価に関する専門的な助言を得ながら進めています。

4. 公益財団法人鉄道弘済会補助事業

(1) 海外盲ろう者体験文投稿プロジェクト事業

本事業は、公益財団法人鉄道弘済会の助成により実施してきた「全国盲ろう者体験文コンクール」を引き継ぎ、「アジアにおける盲ろう者団体のネットワーク構築事業」とも連携して、海外（アジア各国）の盲ろう者から体験文を募集する予定でしたが、後述の「アジアにおける盲ろう者団体のネットワーク構築事業」が、コロナ禍による影響で実施できなかったため本事業も実施できませんでした。

5. 日本財団助成事業

(1) アジアにおける盲ろう者団体のネットワーク構築事業

2018年度からの5か年計画で進めている本事業の最終年となりましたが、コロナ禍の影響により、実質的には凍結状態となっています。2020年度からコロナ禍の中で海外への渡航が難しかったこと、アジア各国においてもコロナ禍のため盲ろう者の活動が制約を受ける等の理由により、残念ながらほとんどの事業を中止せざるを得ない状況となりました。

本来ならば、2022年度末をもって、本事業は終了することとなりますが、日本財団のご厚意により、最終年の事業を2023年9月末まで延長して実施することとなりました。各国が一堂に会することは難しいと判断し、それに代わる取り組みとして、盲ろう者の実態調査並びにコロナ禍における状況の調査をインタビューを通じて行い、それらをオンラインで配信することを通じて、アジアにおける盲ろう当事者の活動の活性化につなげていきます。また、国内で国際協力活動に関する専門人材育成のための研修会をオンラインにて開催する予定です。

6. 自主事業

(1) 盲ろう者関係図書刊行事業

「日本版ヘレン・ケラー・ナショナルセンター」開設に向けた検討を具体化していくためには、日本から海外への情報発信も重要であることから、2016年

度から盲ろう者に関する日本の専門図書（「盲ろう者として生きて」著者 福島智）の英訳作業を進め、2018年度は、この英訳本を刊行して世界各国に頒布することを目的として、クラウドファンディングによる資金作りを行いました。翻訳作業等に時間を要したことから、英訳本の刊行が遅れておりましたが、ようやく東京大学出版会に翻訳データを渡すとともに、本格的な出版に向けての流れに乗せることができました。刊行は2023年度中を予定しています。

（2）盲ろう者向け情報機器等研究開発支援事業

当協会では、これまで様々な機会を捉えては、盲ろう者が手軽に利用できる情報機器等の研究開発を支援してきました。また、公益財団法人テクノエイド協会が行う「ニーズ・シーズマッチング交流会」にも参加して、情報機器等の開発側とユーザー側のマッチングの促進に協力しました。

また、日本財団のご協力を得て、聴覚障害者向けにすでに始まっている電話リレーサービスを盲ろう者も利用できるように、全盲ろうの点字ユーザー、弱視者の画面ユーザーの立場から、現状のシステムに対する検証作業を始めました。

2022年度 諸統計資料
(2023年3月末現在)

1. 盲ろう者登録数の推移

(単位：人)

年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31・R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
年度末登録数	978	985	989	984	978	973
増減数	+18	+7	+4	-5	-6	-5

2. 重度盲ろう者登録数の推移

(単位：人)

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022
年度末登録数	745	772	779	773	767	759
増減数	+2	+27	+7	-6	-6	-8

3. 盲ろう者関係生活相談件数の推移

(単位：件)

年度		2017	2018	2019	2020	2021	2022
方法	来所	11	9	8	0	5	1
	電話	101	116	89	68	40	43
	文書・FAX・メール等	64	65	37	61	44	58
内容	日常生活	22	23	17	24	22	21
	社会保障制度	14	19	12	8	3	6
	情報提供	85	75	50	57	46	57
	その他	55	73	55	40	18	18
合計		176	190	134	129	89	102

4. 盲ろう者向け通訳・介助員登録数の推移

(単位：人)

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022
年度末登録数	3108	3144	3152	3131	3111	3096
増減数	+30	+36	+8	-21	-20	-15

5. 全国盲ろう者大会参加者数の推移

(単位：人)

年度回数	2017 第26回	2018 第27回	2019 第28回	2020 中止	2021 中止	2022 中止
開催場所	岩手県 花巻市	千葉県 千葉市	愛知県 名古屋市	—	—	—
参加者数 (内、盲ろう者)	711 (206)	893 (248)	887 (266)	—	—	—

6. 盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会受講者数の推移

(単位：人)

年度回数	2017 第27回	2018 第28回	2019 第29回	2020 第30回	2021 第31回	2022 第32回
開催場所	東京都 新宿区	東京都 新宿区	東京都 新宿区	オンライン	オンライン	オンライン
受講者数 (内、盲ろう者)	28 (6)	29 (5)	25 (4)	28 (6)	30 (5)	28 (6)

7. 全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修会受講者数の推移

(単位：人)

年度回数	2017 第6回	2018 第7回	2019 第8回	2020 第9回	2021 第10回	2022 第11回
開催場所	千葉県 千葉市	千葉県 千葉市	千葉県 千葉市	オンライン	オンライン	オンライン
受講者数	11	12	13	8	8	8

(注) 2020年度は「全国盲ろう者団体ニューリーダー等オンライン会議体験会」として実施。

8. 盲ろう者向け情報機器指導者養成研修会受講者数の推移

(単位：人)

年度・回数	2017 第10回	2018 第11回	2019 第12回	2020 第13回	2021 第14回	2022 第15回
開催場所	東京都 新宿区	東京都 新宿区	大阪府 大阪市	オンライン	オンライン	オンライン
受講者数 (内、盲ろう者)	21 (4)	9 (0)	10 (1)	5 (2)	12 (1)	29 (1)

9. 盲ろう者地域団体（「盲ろう者友の会」等）未設置県

青森県(2017年4月に「青森県盲ろう者支援会」設立)	(計1県)
-----------------------------	-------

2023年度事業報告書

社会福祉法人全国盲ろう者協会

2023年度 事業報告

<はじめに>

2023年度は、5月より新型コロナウイルス感染症について、感染症法上における位置づけを2類から季節性インフルエンザと同様の5類へ移行するという方針が国から示されたことを受け、社会全般としては徐々に通常の状態に戻ってきたとも言えます。しかしながら、年度当初においては、コロナ感染者が未だ多数発生している状況等に鑑み、毎夏に開催している「全国盲ろう者大会」を中止した他、各種研修等事業も、基本はオンラインを活用したかたちで進めていくこととしました。

全国盲ろう者大会は中止することとしましたが、それに代わるイベントとして、オンラインを通じて全国の盲ろう者同士のつながりを何らかのかたちで具現化できないかという思いから、またこれをきっかけにオンラインというツールを体験する契機とするために、初の試みとして全国の盲ろう者がお互いの近況を伝えられる、オンラインイベントを企画・実施しました。盲ろう者のみならず、支援者等関係の皆様にも視聴いただき、啓発の意味も含めて一定の役割は果たせたのではないかと考えています。

また、2021年度から開始した休眠預金を活用した「盲ろう者の地域団体の創業支援事業」においては、実行団体である5つの団体全てにおいて、年度内に同行援護事業所を開設することができ、ほぼ順調に推移し、大きな成果をあげられたと考えています。本事業の最終年度となる2024年度は、助成終了後においても、各団体が独立して事業所の運営が持続できるように、引き続き支援を継続していきます。

以下に、各事業の実施状況をご報告します。

<実施事業の概要>

I. 厚生労働省委託事業Ⅰ（盲ろう者向け通訳者養成研修等事業）

（盲ろう者関係生活相談等事業）

1. 盲ろう者関係生活相談事業
2. 広報誌発行事業

（盲ろう者向け通訳者養成研修事業）

3. 盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修事業
4. 盲ろう者国際協力推進事業
5. 盲ろう者福祉啓発事業

（盲ろう者情報機器活用訓練等促進事業）

6. 盲ろう者向け情報機器指導者養成研修事業
7. コミュニケーション訓練個別訪問指導事業
8. 全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修事業

（福祉・医療・教育分野等連携事業）

9. 福祉・医療・教育分野等連携事業（新規）

II. 厚生労働省委託事業Ⅱ（盲ろう者の総合リハビリテーション・システム事業）

10. 盲ろう者の総合リハビリテーション・システム事業

III. 一般財団法人日本民間公益活動連携機構助成事業

11. 盲ろう者の地域団体の創業支援事業

IV. 公益財団法人日本財団助成事業

12. アジアにおける盲ろう者団体ネットワークの構築事業

V. 公益財団法人JKA補助事業

13. 全国盲ろう者オンライン交流・体験会開催事業

VI. 生活協同組合助成事業

14. 遮光眼鏡に関する講習会の実施事業
15. 『盲ろう者について知っていますか？』啓発用パンフレット作成事業
16. 『全国盲ろう者協会設立30周年記念誌』発行事業

VII. 自主・協力事業

- 17. 盲ろう者関係図書刊行事業（自主事業）
- 18. 盲ろう者向け情報機器等研究開発推進事業（自主事業）
- 19. 障害者スポーツ推進プロジェクト（スポーツ庁実施）に係る調査協力事業

<事業別実施状況>

I. 厚生労働省委託事業 I (盲ろう者向け通訳者養成研修等事業)

(盲ろう者関係生活相談等事業)

1. 盲ろう者関係生活相談事業

盲ろう当事者の相談員2名を中心として、全国各地の盲ろう者からの生活相談のほか、家族や通訳・介助員、福祉関係者等からのさまざまな相談や情報提供の要請に応じてきました。面談、電話、ファックス、メール等を通じて扱った相談件数は、1年間で95件となりました。

2. 広報誌発行事業

わが国唯一の盲ろう関係専門誌『コミュニカ』を2回発行し、盲ろう者、支援者及び関係機関へ送付しました。

第67号 墨字版 2,500部 点字版 445部

(特集記事として「盲ろう者の移動について考える」を掲載)

第68号 墨字版 2,500部 点字版 445部

(特集記事として、「わが町のおすすめスポット」を掲載)

※本誌は、活字版、点字版、CD版(テキスト、ワード、PDF、BES、音声デジターのデータを収録)により発行しています。

(盲ろう者向け通訳者養成研修事業)

3. 盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修事業

盲ろう者向け通訳・介助員養成事業は、都道府県(指定都市・中核市を含む。以下同じ。)が行う地域生活支援事業の必須事業であり、厚生労働省から養成講習会の標準カリキュラムが示されています。当協会では、この標準カリキュラムに基づいて都道府県が行なう養成講習会を円滑に進めるため、養成講習会の指導者(講師)養成に特化した研修事業(中央研修)を行っています。

2023年11月11日(土)~12月23日(土)まで、断続的に4日間の

研修を行いました。オンライン研修のため、前年度に続き、全国各地から多数の受講申し込みがあり、26名（うち、盲ろう者6名、視覚障害者1名、聴覚障害者2名）が修了しました。

研修内容は「標準カリキュラムの説明および全国の養成講習会の実施状況」、「講師の基本」を始めとして、「盲ろう者の日常生活とニーズ」、「盲ろう通訳技術の基本」、「通訳・介助員の心構えと倫理」、「通訳・介助実習の進め方」を取り上げました。受講者には課題科目を割り当て、講義・グループ討議を通して、指導案を作成する等の課題を設けました。

4. 盲ろう者国際協力推進事業

本事業は、世界盲ろう者連盟（WFDB）や盲ろうインターナショナル（DbI）などの国際組織及びその加盟各国と連携し、世界の盲ろう情報の収集と、わが国の情報を世界へ発信する目的で実施しています。

7月下旬、カナダ・オタワにおいてDbI世界会議が開催されました。昨夏にスイス・ジュネーブで開催された国連の障害者権利条約に関する初めての対日審査が行われ、権利委員会から総括所見が示されました。その中では、盲ろう者への情報提供及び意思疎通支援の問題や、盲ろう児の教育の問題などについて、様々な「懸念」が示され、「勧告」が出されています。今後は、この総括所見を受けて、わが国における盲ろう児・者への支援のあり方などについて、国際的な動向を踏まえた見直しのための検討が、積極的に進められることが期待されます。このような状況を踏まえて、DbI世界会議に調査員2名（宮城教育大学・菅井裕行氏、同・三科聡子氏）を派遣し、海外における盲ろう児・者への支援に関する情報収集を行うとともに、わが国における盲ろう児・者支援の状況などに関する情報発信も行いました。

5. 盲ろう者福祉啓発事業

前年度に引き続き、これまでのように各地に当協会の職員を派遣し、地元の友

の会と連携して活発な啓発活動を行うことはできませんでした。しかしながら、例年実施している「盲ろう者向け通訳・介助員派遣、養成研修事業」等の実態調査は行い、報告書を関係機関等に送付しました。

（盲ろう者情報機器活用訓練等促進事業）

6. 盲ろう者向け情報機器指導者養成研修事業

コミュニケーションと情報の取得に大きな困難を抱える盲ろう者にとって、パソコン等の情報機器の利用技術を身につけることは極めて重要な意義をもっています。しかしながら、一般的な障害者向けのパソコン教室などにおいては、盲ろう者の障害特性に応じた適正な指導を受けることは困難であることから、当協会では、独立行政法人福祉医療機構の助成による開拓的事業を経て、2015年度からは厚生労働省の委託事業として継続的に本事業を実施しています。

2023年度は、前年度に引き続き、残存視力・聴力を活用できる盲ろう者が、iPadを利用する際の指導法について、当協会盲ろう職員の使用事例を交えつつ、推奨するアプリや盲ろう者への指導における配慮点等について取り上げました。本研修会は、2月4日（日）にオンラインにて開催し、全国から17名（うち、盲ろう者2名、視覚障害1名、聴覚障害1名）が受講しました。

7. コミュニケーション訓練個別訪問指導事業

盲ろうは希少な障害であり、特に地方においては散在していることが多く、移動にも大きな困難を伴うため、盲ろう者が、パソコン等の情報機器の利用技術を身につけるためには、個別訪問指導が極めて有効な手法となります。当協会では、独立行政法人福祉医療機構の助成による開拓的事業をへて、2015年度からは、盲ろう者に対する情報機器の個別訪問指導事業を、厚生労働省の委託事業として、全国規模で実施しています。

2023年度は、4名の盲ろう者（東京・神奈川・奈良・徳島）を対象に、スマートフォンと点字ディスプレイ、ブレイルセンス、パソコンと点字ディスプレイ

等を活用した訓練を提供しました。

また、過去の受講者3名（神奈川県、静岡県、京都府）に対するフォローアップ訓練も行いました。

8. 全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修事業

盲ろう者の社会参加を進めていくためには、各地域における盲ろう者友の会などの活動の活性化が必要であり、盲ろう当事者リーダーの果たす役割が極めて重要です。このため、当協会では、独立行政法人福祉医療機構の助成による事業を経て、2015年度からは厚生労働省の委託事業として継続的に本事業を実施しています。

2023年度は、11月3日（金）・4日（土）の2日間にわたり、オンラインにて研修を開催しました。全国から6団体・6名の受講がありました。「防災への取り組み」をテーマに、「私の水害体験から防災について考える」（大庭龍子氏、盲ろう）、「東日本大震災と盲ろう者～生き延びて今、伝えられること～」（小山賢一氏、盲ろう）、「基本的な防災の知識、どのように防災に取り組むか」（中西正浩氏、通訳・介助員）、これら3名の方からの講演、及び受講者間での意見交換会を実施しました。

（福祉・医療・教育分野等連携事業）

9. 福祉・医療・教育分野等連携事業（新規）

当協会では、公益財団法人日本財団の助成を受け2019年度からの3か年計画で、国立病院機構東京医療センターと連携して、「盲ろう児者の医療アクセスと医療連携を支えるネットワーク構築事業」を実施し、東京医療センターに医療情報窓口を設置し、医療施設等のデータベース（ポータルサイト）を開設するなど、盲ろう児者の医療ネットワーク構築に取り組んできました。これらの取り組みを継承するかたちで、2023年度より厚生労働省の委託により、新たに取り組むこととしたものです。

2023年度は、ポータルサイトに、東京・大阪・愛知に加えて、神奈川の各種情報を整備するとともに、9月24日（日）には横浜にて、当協会、東京医療センター、日本調剤株式会社の共催で、「神奈川県盲ろう児者支援セミナー ―盲ろう児者の福祉、医療、教育の連携を考える」を、現地ならびにオンラインによるハイブリッド方式にて開催しました。これは、盲ろう児者及びそのご家族が、福祉・医療・教育等の分野において、適切な支援が受けられるよう、関係機関とのネットワークを構築することを目的に実施したものです。

当日は、神奈川盲ろう者ゆりの会、神奈川県盲ろう者支援センター、横浜訓盲学院、耳鼻科医、眼科医といった、福祉・教育・医療の3分野の立場から講演をいただき、現地33名、オンライン110名の参加がありました。

II. 厚生労働省委託事業II

（盲ろう者の総合リハビリテーション・システム事業）

10. 盲ろう者の総合リハビリテーション・システム事業

当協会では、2016年度から2017年度にかけて実施した「盲ろう者の総合リハビリテーション・システム検討委員会」での検討結果を踏まえて、2018年度から「日本版ヘレン・ケラー・ナショナルセンター（仮称）」の開設に向けた先行的試行事業を開始しました。具体的には、盲ろう児に関する専門相談、成人の盲ろう者に対する短期の宿泊による訓練、在宅の盲ろう者を定期的に訪問して生活訓練を行う訪問（出前）型の訓練、訓練終了後の地域移行を念頭に地域のリソースにつなぐケアマネジメントなどの取り組みを試行してきました。

2023年度は、2021年度から始めた訪問型の生活訓練を継続することとして、応募のあった3名の盲ろう者（神奈川・静岡・愛知）に対し、指点字によるコミュニケーション訓練、点字触読訓練、歩行訓練といった、個々の暮らしにおけるニーズに応じた訓練を提供しました。

Ⅲ. 一般財団法人日本民間公益活動連携機構助成事業

1 1. 盲ろう者の地域団体の創業支援事業

本事業は、休眠預金を活用して社会活動を支援する「休眠預金活用事業」の下、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）からの助成を受け、2021年度途中から開始したものです。地域の盲ろう者友の会による盲ろう者の掘り起こしや同行援護事業所の開設・安定した運営を目指すと共に、友の会活動の活性化を図るべく、資金的支援、プログラム・オフィサーを中心とした非資金的支援を行うもので、事業期間は2025年3月末までとなります。

5つの実行団体（札幌、千葉、静岡、香川、宮崎）と緊密に連携を計りながら進めており、札幌・千葉に続き、2023年度においては、6月に香川、10月に静岡、12月に宮崎で、それぞれ同行援護事業所が開設されました。各団体ともに、地域でのイベント開催や市町村の障害福祉課等への訪問活動など、啓発活動にも取り組んでおり、これまでつながりのなかった盲ろう者から相談や問い合わせがある等、着実に事業実施の効果が伺える報告を得ています。

2024年度は本事業の最終年度となりますが、5つの実行団体が本事業終了後においても、独立して同行援護事業所を運営していける体制、基盤強化を図るべく、支援を継続していきます。

Ⅳ. 公益財団法人日本財団助成事業

1 2. アジアにおける盲ろう者団体ネットワークの構築事業

アジア各国においては、盲ろう者の当事者活動や支援体制などが非常に立ち遅れています。当協会では、2018年度から5カ年計画でアジアにおける盲ろう者団体ネットワークの構築事業を進めてきましたが、2020年度からコロナ禍の中で海外への渡航が難しかったこと、アジア各国においてもコロナ禍のため盲ろう者の活動が制約を受ける等の理由により、残念ながらほとんどの事業を中止せざるを得ませんでした。本来は2022年度末をもって、本事業は終了する予定でしたが、日本財団のご厚意により、最終年の事業を2023年9月末まで延

長して実施することとなりました。

2023年度は、「盲ろう者国際協力人材育成研修会」を6月25日（日）にオンラインにて開催しました。全国から4団体・4名の盲ろう者の受講がありました。「障害者権利条約日本審査・ジュネーブ報告」（庵悟、当協会職員）、「障害者権利条約の総括所見のポイント」（佐藤聡氏、DPI日本会議・事務局長）の講演を受け、「盲ろう者として国際協力のあり方を考える」というテーマにて、受講者間での意見交換を行いました。

なお、9月初旬の日程で、アジア各国へのインタビューの実施やそこで聞き取れた実態調査等を基に、また、各国からメッセージやビデオレターを募集して、オンラインによるイベントを開催すべく準備を進めていましたが、連絡調整・集約が難航し、開催を断念しました。

V. 公益財団法人JKA補助事業

13. 全国盲ろう者オンライン交流・体験会開催事業

2020年度から4年連続で「全国盲ろう者大会」は中止としましたが、全国の盲ろう者がお互いの近況を伝えられるオンラインイベントを、企画・実施することとしました。オンラインを通じて全国の盲ろう者同士のつながりを何らかのかたちで具現化できないかという思いから、また、これをきっかけにオンラインというツールを体験する契機となることを企図したものです。

8月26日（土）・27日（日）の2日間にわたり、2020年度全国大会開催地として予定していた、鳥取県米子市を配信拠点として、鳥取盲ろう者友の会・友輪の全面的なご協力を得て、YouTubeによるオンライン配信を行いました。各友の会・個人に対して、事前に動画を募集し、友の会等地域団体から9本、個人から4本の動画（友の会活動、芸能等）が寄せられました。また、全国盲ろう者大会で行ってきた「社会見学」にちなみ、鳥取県盲ろう者支援センターの紹介、鳥取県の観光名所等の配信も行いました。

配信当日は、両日ともに140件ほどのアカウントからの参加がありました。

数カ所の県では、友の会メンバーが1カ所に集まり、盲ろう者、通訳・介助員ともに視聴したところもありました。また、9月下旬から10月末まで、これらの動画のアーカイブ配信を実施し、2日間合わせて約800回もの閲覧がありました。10月中旬からは、友の会等関係団体を対象に、DVDの貸し出しも行いました。

視聴者からは、「日頃知ることのできない、他の友の会の活動の様子等を知ることができて良かった」、「鳥取県盲ろう者支援センターの活動内容、設立までの経緯を知ることができて参考になった」、「鳥取に旅行に行きたくなった」等の声をいただきました。

なお、2024年度は8月30日（金）～9月1日（日）の3日間、兵庫県姫路市の「アクリエ姫路」にて、5年ぶりとなる大会を開催すべく、準備を進めています。

VI. 生活協同組合助成事業

14. 遮光眼鏡に関する講習会の実施事業

遮光眼鏡は、まぶしさの原因となる紫外線や青色光線を効果的にカットし、それ以外の光をできるだけ多く通すよう作られた特殊なレンズです。弱視の盲ろう者の中には、昼間の明るい場所などで使用している方も多い一方で、実際に試す機会がないために、具体的な使用につながらないケースもありました。当協会がこれまで実施してきた「生活訓練」においても、弱視の盲ろう者から遮光眼鏡の訓練を希望する声が多く寄せられたことから、2022年度に各地の盲ろう者支援センター（東京・滋賀・兵庫・鳥取）において講習会を開催したところ、好評を博したため、2023年度は友の会等地域団体に開催先を拡充し、実施することとしました。

年間を通して、北海道、宮城、埼玉、神奈川、愛知、石川、岡山、山口、香川、徳島、宮崎、鹿児島計12の友の会等地域団体を対象に講習会を実施しました。

15. 『盲ろう者について知っていますか?』

啓発用パンフレット作成事業

2022年度採択の事業でしたが、2023年度に持ち越しとなっていました。盲ろう者の啓発活動を図るツールとして、各友の会等地域団体に幅広く活用してもらうことを目的としたパンフレット作成事業です。2万部を作成し、これまでに希望のあった友の会等地域団体や個人に対し、約9千部を配布しました。各種イベントや、市町村・情報提供施設をはじめとする機関等への配布等、各地の啓発活動に役立っています。

16. 『全国盲ろう者協会設立30周年記念誌』発行事業

2020年度事業として採択されたものです。2021年3月に設立30周年を迎えた当協会の設立前から設立後までの歩みをまとめた冊子を刊行するものです。原稿執筆等の遅延により2023年度中の刊行が叶わず、2024年度半ば頃の完成を予定しています。

VII. 自主・協力事業

17. 盲ろう者関係図書刊行事業（自主事業）

「日本版ヘレン・ケラー・ナショナルセンター（仮称）」開設に向けた準備を具体化していく中では、海外の盲ろう者施設や関係機関などの調査・情報収集を行うだけではなく、わが国からも積極的に盲ろう者に関する情報の発信を進めることが非常に重要です。そのため、わが国の盲ろう者関係図書の英訳版を刊行し、広く海外への普及を図ります。「盲ろう者として生きて」（著者福島智）の英訳本を刊行すべく、2018年度にはクラウドファンディングを実施したところですが、英訳作業等に時間を要したため、刊行が遅れているものです。しかしながら、東京大学出版会を窓口準備が進んでおり、2024年度内には刊行予定です。

18. 盲ろう者向け情報機器等研究開発推進事業（自主事業）

近年、情報化社会・デジタル化の進展とともに情報機器等の開発が急速に進んでいることに伴い、盲ろう者のコミュニケーション環境も大きく改善される可能性が拓けてきています。しかしながら、現実的には、盲ろう者が手軽に利用できる情報機器等は限られており、多くの盲ろう者は、情報化社会・デジタル化とは無縁の生活を余儀なくされています。この状況を少しでも前進させるべく、当協会では、機会あるごとに関係省庁への働きかけ、要望書の提出、また、企業等からの製品開発へのユーザーテスト等、可能な限りの働きかけや協力を行っています。

その一環として、このたび、i O Sの日本語点字表示機能が改善された事例をご報告します。

i P h o n eやi P a dには、音声読み上げ機能に加えて、点字ディスプレイに接続した際には、点字表示機能が装備されています。しかしながら、これまでは漢字の読みが正しくなかったり、点字表記のルールに従った表示がなされず、点字表示のみを利用する盲ろう者には、大変使いづらいものでした。この状況を改善するために、総務省に窓口となってもらい、2020年7月と、2021年11月の2度にわたり、米国アップル社の開発責任者とオンラインによる面談の機会を得ることができました。この面談の際に、日本語点字表示について、現状並びに改善すべき点等を、アップル社に伝えることができました。その後も、富山盲ろう者友の会の九曜弘次郎会長、当協会評議員の渡井秀匡氏などが中心となり、i O Sベータ版がリリースされるごとに検証を行い、その結果をアップル社にフィードバックする取り組みを、粘り強く続けてきました。その甲斐あって、今年9月にリリースされたi O Sより、日本語点字表示が実用に耐えうるレベルにまで改善されました。今回の改善により、盲ろう者が、スマートホンやタブレット端末を利用できる選択肢が一つ増えたこととなります。これは、盲ろう者のI C T活用の機会が広がる一助になるものと考えます。

その他にも、障害者放送協議会、金融庁による銀行等金融サービス事業者と障

害者団体との意見交換会や、厚生労働省が行う「ニーズ・シーズマッチング交流会」等にも積極的に関わり、各監督官庁及び企業等に、盲ろう者が利用できるような環境整備を求める活動を継続しています。

19. 障害者スポーツ推進プロジェクト（スポーツ庁実施）に係る調査協力事業

2023年度、スポーツ庁において、障害者のスポーツ実施状況が低調であることから、障害者特有のスポーツの実施に係る障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消を図るべく、実態把握が十分でない障害種の方が、生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、スポーツ実施の現状を把握するとともに、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図ることを目的として、本事業が実施されました。その中で、盲ろう者の運動・スポーツ実施の現状を把握するための調査も行われることとなりました。当協会では、「盲ろうの子とその家族の会 ふうわ」とも連携し、本事業に全面的に協力することとしました。

具体的には、有識者による委員会（門川理事・田畑評議員含む）が設置され、友の会等地域団体、盲ろう個人、障害者スポーツ施設、特別支援学校等へのヒアリング調査、ならびに、当協会とふうわの盲ろう児者会員に対する郵送アンケート調査が実施されました。これらの調査結果を受け、課題や必要な環境整備等について、『令和5年度「障害者スポーツ推進プロジェクト（実態把握が十分でない障害種の方のスポーツ実施に関する現状把握調査）委託事業成果報告書』がまとめられました。

今回の実態把握及び提言を踏まえ、当協会では、盲ろう者のスポーツ・運動に関わる取り組みをスポーツ庁と連携して進めていきます。

2023年度 諸統計資料
(2024年3月末現在)

1. 盲ろう者登録数の推移

(単位：人)

年度	2018 (H30)	2019 (H31・R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
年度末登録数	985	989	984	978	973	964
増減数	+7	+4	-5	-6	-5	-9
(増数)	19	17	11	3	9	2
(減数)	12	13	16	9	14	11

2. 重度盲ろう者登録数の推移

(単位：人)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
年度末登録数	772	779	773	767	759	753
増減数	+27	+7	-6	-6	-8	-6

3. 盲ろう者関係生活相談件数の推移

(単位：件)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
方法	来所	9	8	0	5	1	8
	電話	116	89	68	40	43	58
	文書・FAX・メール等	65	37	61	44	58	29
内容	日常生活	23	17	24	22	21	13
	社会保障制度	19	12	8	3	6	4
	情報提供	75	50	57	46	57	51
	その他	73	55	40	18	18	27
合計	190	134	129	89	102	95	

4. 盲ろう者向け通訳・介助員登録数の推移

(単位：人)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
年度末登録数	3144	3152	3131	3111	3096	3088
増減数	+36	+8	-21	-20	-15	-8
(増数)	52	28	14	6	5	11
(減数)	16	20	35	26	20	19

5. 全国盲ろう者大会参加者数の推移

(単位：人)

年度回数	2018 第27回	2019 第28回	2020 中止	2021 中止	2022 中止	2023 中止
開催場所	千葉県 千葉市	愛知県 名古屋市	—	—	—	—
参加者数 (内、盲ろう者)	893 (248)	887 (266)	—	—	—	—

(注) 2023年度は大会に代わり「全国盲ろう者オンライン交流・体験会」を実施。

6. 盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会受講者数の推移

(単位：人)

年度回数	2018 第28回	2019 第29回	2020 第30回	2021 第31回	2022 第32回	2023 第33回
開催場所	東京都 新宿区	東京都 新宿区	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン
受講者数 (内、盲ろう者)	29 (5)	25 (4)	28 (6)	30 (5)	28 (6)	26 (6)

7. 全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修会受講者数の推移

(単位：人)

年度回数	2018 第7回	2019 第8回	2020 第9回	2021 第10回	2022 第11回	2023 第12回
開催場所	千葉県 千葉市	千葉県 千葉市	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン
受講者数	12	13	8	8	8	6

(注) 2020年度は「全国盲ろう者団体ニューリーダー等オンライン会議体験会」として実施。

8. 盲ろう者向け情報機器指導者養成研修会受講者数の推移

(単位：人)

年度・回数	2018 第11回	2019 第12回	2020 第13回	2021 第14回	2022 第15回	2023 第16回
開催場所	東京都 新宿区	大阪府 大阪市	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン
受講者数 (内、盲ろう者)	9 (0)	10 (1)	5 (2)	12 (1)	29 (1)	17 (2)

9. 盲ろう者地域団体（「盲ろう者友の会」等）未設置県

青森県(2017年4月に「青森県盲ろう者支援会」設立)	(計1県)
-----------------------------	-------

10. 賛助会員数の推移

(単位：人)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
賛助会員数	1525	1421	1503	1450	1366	1268

2021年度収支決算計算書

社会福祉法人全国盲ろう者協会

法人単位資金収支計算書

（自）2021年 4月 1日（至）2022年 3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	
事業活動による収支	収	養成研修等事業収入	15,692,000	15,304,000	388,000
		生活相談等事業収入	5,917,000	5,914,000	3,000
		国際協力推進事業収入	9,417,000	9,416,000	1,000
		福祉啓発事業収入	5,054,000	5,054,000	
		情報機器活用訓練促進等事業収入	19,875,000	19,761,000	114,000
		制度施行準備事業収入	5,086,000	5,086,000	
		リハ・システム試行事業収入	19,387,000	19,387,000	
		アジア・ネットワーク構築事業収入	1,900,000		1,900,000
		その他協会事業収入	6,400,000	6,400,000	
		地域団体の創業支援事業収入	4,084,615	4,084,615	
		協会事業収入	4,500,000	1,100,000	3,400,000
		会費収入	11,000,000	9,064,230	1,935,770
		経常経費寄附金収入	24,000,000	17,142,926	6,857,074
		受取利息配当金収入	50,000	3,500	46,500
		その他の収入	500,000	4,953,894	-4,453,894
		事業活動収入計(1)	132,862,615	122,671,165	10,191,450
		支	人件費支出	64,382,000	71,124,179
		事務費支出	64,182,500	45,089,879	19,092,621
		事業活動支出計(2)	128,564,500	116,214,058	12,350,442
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	4,298,115	6,457,107	-2,158,992
施設整備等による収支	収				
		施設整備等収入計(4)			
	支				
		施設整備等支出計(5)			
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			
その他の活動による収支	収	積立資産取崩収入		1,299,276	-1,299,276
		その他の活動による収入計(7)		1,299,276	-1,299,276
	支	積立資産支出	2,164,000	4,642,392	-2,478,392
		その他の活動支出計(8)	2,164,000	4,642,392	-2,478,392
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-2,164,000	-3,343,116	1,179,116
	予備費支出(10)		—		
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	2,134,115	3,113,991	-979,876	
	前期末支払資金残高(12)	42,212,321	42,212,321		
	当期末支払資金残高(11)+(12)	44,346,436	45,326,312	-979,876	

法人単位事業活動計算書

（自）2021年 4月 1日（至）2022年 3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収	養成研修等事業収益	15,304,000	15,304,000	
		生活相談等事業収益	5,914,000	5,903,163	10,837
		国際協力推進事業収益	9,416,000	7,694,887	1,721,113
		福祉啓発事業収益	5,054,000	5,054,000	
		情報機器活用訓練促進等事業収益	19,761,000	17,514,769	2,246,231
		制度施行準備事業収益	5,086,000	271,385	4,814,615
		リハ・システム試行事業収益	19,387,000	17,476,429	1,910,571
		その他協会事業収益	6,400,000	5,600,000	800,000
		地域団体の創業支援事業収益	4,084,615		4,084,615
		協会事業収益	1,100,000	1,300,000	-200,000
		会費収益	9,064,230	8,975,230	89,000
		経常経費寄附金収益	17,142,926	15,610,075	1,532,851
		サービス活動収益計(1)	117,713,771	100,703,938	17,009,833
		費	人件費	72,496,675	63,009,741
		事務費	45,089,879	36,813,140	8,276,739
		減価償却費	136,104	242,263	-106,159
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-78,595	-78,595	
		サービス活動費用計(2)	117,644,063	99,986,549	17,657,514
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	69,708	717,389	-647,681
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	3,500	4,462	-962
		その他のサービス活動外収益	4,953,894	592,006	4,361,888
		サービス活動外収益計(4)	4,957,394	596,468	4,360,926
	費用				
		サービス活動外費用計(5)			
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	4,957,394	596,468	4,360,926
		経常増減差額(7)=(3)+(6)	5,027,102	1,313,857	3,713,245
特別増減の部	収益	特別収益計(8)			
	費用	固定資産売却損・処分損	3	3	
		特別費用計(9)	3	3	
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	-3	-3	
		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	5,027,099	1,313,854	3,713,245
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	44,444,118	43,130,264	1,313,854
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	49,471,217	44,444,118	5,027,099
		基本金取崩額(14)			
		その他の積立金取崩額(15)			
		その他の積立金積立額(16)	1,970,620		1,970,620
			次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	47,500,597	44,444,118

法人単位貸借対照表

2022年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	78,382,850	57,007,619	21,375,231	流 動 負 債	33,056,538	14,795,298	18,261,240
現 金	40,444	80,437	-39,993	そ の 他 の 金	2,882,954	14,303,367	-11,420,413
預 金	78,342,406	56,927,182	21,415,224	未 払 費 用	537,964	491,931	46,033
固 定 資 産	191,777,998	188,570,989	3,207,009	前 受 金	29,635,620		29,635,620
基 本 財 産	102,500,000	102,500,000		固 定 負 債	11,084,600	9,712,104	1,372,496
定 期 預 金	102,500,000	102,500,000		退 職 給 付 金	11,084,600	9,712,104	1,372,496
そ の 他 の 固 定 資 産	89,277,998	86,070,989	3,207,009	負 債 の 部 合 計	44,141,138	24,507,402	19,633,736
建 物	149,862	187,327	-37,465	純 資 産 の 部			
器 具 及 び 備 品	284,536	383,178	-98,642	基 本 金	102,500,000	102,500,000	
権 利	144,000	144,000		基 本 金	102,500,000	102,500,000	
退 職 給 付 引 当 資 産	11,084,600	9,712,104	1,372,496	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	204,113	282,708	-78,595
新 事 業 準 備 積 立 資 産	72,100,000	70,129,380	1,970,620	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	204,113	282,708	-78,595
図 書 刊 行 事 業 準 備 積 立 資 産	3,715,000	3,715,000		そ の 他 の 積 立 金	75,815,000	73,844,380	1,970,620
差 入 保 証 金	1,800,000	1,800,000		新 事 業 準 備 積 立 金	72,100,000	70,129,380	1,970,620
				図 書 刊 行 事 業 準 備 積 立 金	3,715,000	3,715,000	
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	47,500,597	44,444,118	3,056,479
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	47,500,597	44,444,118	3,056,479
				(うち当期活動増減差額)	5,027,099	1,313,854	3,713,245
				純 資 産 の 部 合 計	226,019,710	221,071,206	4,948,504
資 産 の 部 合 計	270,160,848	245,578,608	24,582,240	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	270,160,848	245,578,608	24,582,240

財 産 目 録

2022年 3月31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	
I 資産の部							
1 流動資産							
現金	現金手許有高	—	運転資金	—	—	40,444	
預金	三菱UFJ銀行 神保町支店	—	運転資金	—	—	42,404,584	
	ゆうちょ銀行 〇一九支店 546	—	運転資金	—	—	10,824	
	ゆうちょ銀行 〇一九支店 286	—	運転資金	—	—	897	
	みずほ銀行 江戸川橋支店	—	運転資金	—	—	220,299	
	三井住友銀行 神保町支店	—	運転資金	—	—	75,153	
	三菱UFJ銀行 神保町支店	—	運転資金	—	—	4,782,954	
	三菱UFJ銀行 神保町支店	—	運転資金	—	—	30,847,695	
			小計			78,342,406	
	流動資産合計						78,382,850
2 固定資産							
(1) 基本財産							
定期預金	三菱UFJ銀行 神保町支店	—	基本財産	—	—	60,000,000	
	みずほ銀行 江戸川橋支店	—	基本財産	—	—	42,500,000	
			小計			102,500,000	
	基本財産合計						102,500,000
(2) その他の固定資産							
建物	(本部)新宿区早稲田町67番地	2011	事務所	1,477,875	1,328,013	149,862	
器具及び備品	(本部)点字プリンター他	—	業務用	8,912,654	8,832,465	80,189	
	(協会事業所)携帯情報端末他	—	業務用	82,614,910	82,410,563	204,347	
			小計			284,536	
権利	(本部)電話加入権	—		—	—	144,000	
退職給付引当資産	(本部)定期預金 三菱UFJ銀行 神保町支店	—	退職金支払	—	—	11,084,600	
新事業準備積立資産	(本部)普通預金 三菱UFJ銀行 神保町支店	—	新事業開設準備	—	—	72,100,000	
図書刊行事業準備積立資産	(本部)普通預金 三菱UFJ銀行 神保町支店	—	図書刊行事業準備	—	—	3,715,000	
差入保証金	(本部)新宿区早稲田町67番地	—	敷金	—	—	1,800,000	
	その他の固定資産合計						89,277,998
	固定資産合計						191,777,998
	資産合計						270,160,848
II 負債の部							
1 流動負債							
その他の未払金	(協会事業所)国庫返還金	—		—	—	2,882,954	
未払費用	(本部)社会保険料3月分	—		—	—	537,964	
前受金	(協会事業所)次年度分助成金他	—		—	—	29,635,620	
	流動負債合計						33,056,538
2 固定負債							
退職給付引当金	(本部)	—		—	—	11,084,600	
	固定負債合計						11,084,600
	負債合計						44,141,138
	差引純資産						226,019,710

監査報告書

2022年6月2日

社会福祉法人 全国盲ろう者協会

理事長 真砂 靖 殿

監事 坂名和夫

監事 八代元行

私たち監事は、2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年度収支決算計算書

社会福祉法人全国盲ろう者協会

法人単位資金収支計算書
 (自) 2022年 4月 1日 (至) 2023年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	
事業活動による収支	収入	養成研修等事業収入	15,824,000	15,724,000	100,000
		生活相談等事業収入	5,917,000	5,917,000	
		国際協力推進事業収入	9,417,000	10,917,000	-1,500,000
		福祉啓発事業収入	5,054,000	5,054,000	
		情報機器活用訓練促進等事業収入	19,471,000	19,371,000	100,000
		制度施行準備事業収入	5,086,000	5,086,000	
		リハ・システム試行事業収入	19,387,000	19,387,000	
		アジア・ネットワーク構築事業収入	4,720,000		4,720,000
		地域団体の創業支援事業収入	27,735,620	27,735,620	
		協会事業収入	4,500,000	3,500,000	1,000,000
		会費収入	11,000,000	8,519,560	2,480,440
		経常経費寄附金収入	21,000,000	18,709,220	2,290,780
		受取利息配当金収入	50,000	3,345	46,655
		その他の収入	500,000	891,642	-391,642
	事業活動収入計(1)	149,661,620	140,815,387	8,846,233	
事業活動による収支	支出	人件費支出	60,782,000	62,440,113	-1,658,113
		事務費支出	87,046,000	74,329,837	12,716,163
		流動資産評価損等による資金減少額		7,803	-7,803
		事業活動支出計(2)	147,828,000	136,777,753	11,050,247
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	1,833,620	4,037,634	-2,204,014	
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)			
	支出	固定資産取得支出		1,620,700	-1,620,700
		施設整備等支出計(5)		1,620,700	-1,620,700
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-1,620,700	1,620,700	
その他の活動による収支	収入				
		その他の活動による収入計(7)			
	支出	積立資産支出	1,345,630	2,266,100	-920,470
		その他の活動による支出		144,046	-144,046
		その他の活動支出計(8)	1,345,630	2,410,146	-1,064,516
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-1,345,630	-2,410,146	1,064,516	
	予備費支出(10)		—		
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	487,990	6,788	481,202	
	前期末支払資金残高(12)	45,326,312	45,326,312		
	当期末支払資金残高(11)+(12)	45,814,302	45,333,100	481,202	

法人単位事業活動計算書

（自）2022年 4月 1日 （至）2023年 3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	養成研修等事業収益	15,724,000	15,304,000	420,000
		生活相談等事業収益	5,917,000	5,914,000	3,000
		国際協力推進事業収益	10,917,000	9,416,000	1,501,000
		福祉啓発事業収益	5,054,000	5,054,000	
		情報機器活用訓練促進等事業収益	19,371,000	19,761,000	-390,000
		制度施行準備事業収益	5,086,000	5,086,000	
		リハ・システム試行事業収益	19,387,000	19,387,000	
		その他協会事業収益		6,400,000	-6,400,000
		地域団体の創業支援事業収益	27,735,620	4,084,615	23,651,005
		協会事業収益	3,500,000	1,100,000	2,400,000
		会費収益	8,519,560	9,064,230	-544,670
		経常経費寄附金収益	18,709,220	17,142,926	1,566,294
		サービス活動収益計(1)	139,920,400	117,713,771	22,206,629
		サービス活動増減の部	費用	人件費	64,106,213
事務費	74,329,837			45,089,879	29,239,958
減価償却費	349,612			136,104	213,508
国庫補助金等特別積立金取崩額	-78,595			-78,595	
サービス活動費用計(2)	138,707,067			117,644,063	21,063,004
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		1,213,333	69,708	1,143,625	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	3,345	3,500	-155
		その他のサービス活動外収益	891,642	4,953,894	-4,062,252
		サービス活動外収益計(4)	894,987	4,957,394	-4,062,407
	費用	その他のサービス活動外費用	7,803		7,803
		サービス活動外費用計(5)	7,803		7,803
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		887,184	4,957,394	-4,070,210	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		2,100,517	5,027,102	-2,926,585	
特別増減の部	収益	特別収益計(8)			
		固定資産売却損・処分損	2	3	-1
	費用	その他の特別損失	144,046		144,046
		特別費用計(9)	144,048	3	144,045
特別増減差額(10)=(8)-(9)		-144,048	-3	-144,045	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		1,956,469	5,027,099	-3,070,630	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		47,500,597	44,444,118	3,056,479
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		49,457,066	49,471,217	-14,151
	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)				
	その他の積立金積立額(16)		600,000	1,970,620	-1,370,620
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		48,857,066	47,500,597	1,356,469

法人単位貸借対照表
2023年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	50,607,366	78,382,850	-27,775,484	流 動 負 債	5,274,266	33,056,538	-27,782,272
現 金	78,637	40,444	38,193	そ の 他 の 金 用		2,882,954	-2,882,954
預 金	49,866,539	78,342,406	-28,475,867	未 払 費 用	554,266	537,964	16,302
貯 蔵 品	662,190		662,190	前 受 金	4,720,000	29,635,620	-24,915,620
固 定 資 産	195,315,184	191,777,998	3,537,186	固 定 負 債	12,750,700	11,084,600	1,666,100
基 本 財 産	102,500,000	102,500,000		退 職 給 付 金 引 当 金	12,750,700	11,084,600	1,666,100
定 期 預 金	102,500,000	102,500,000		負 債 の 部 合 計	18,024,966	44,141,138	-26,116,172
そ の 他 の 固 定 資 産	92,815,184	89,277,998	3,537,186	純 資 産 の 部			
建 物	112,397	149,862	-37,465	基 本 金	102,500,000	102,500,000	
器 具 及 び 備 品	1,593,087	284,536	1,308,551	基 本 金	102,500,000	102,500,000	
権 利	144,000	144,000		国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	125,518	204,113	-78,595
退 職 給 付 引 当 資 産	12,750,700	11,084,600	1,666,100	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	125,518	204,113	-78,595
新 事 業 準 備 積 立 資 産	72,700,000	72,100,000	600,000	そ の 他 の 積 立 金	76,415,000	75,815,000	600,000
図 書 刊 行 事 業 差 入 保 証 積 立 資 産	3,715,000	3,715,000		新 事 業 準 備 積 立 金	72,700,000	72,100,000	600,000
	1,800,000	1,800,000		図 書 刊 行 事 業 準 備 積 立 金	3,715,000	3,715,000	
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	48,857,066	47,500,597	1,356,469
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額 (うち当期活動増減差額)	48,857,066	47,500,597	1,356,469
					1,956,469	5,027,099	-3,070,630
				純 資 産 の 部 合 計	227,897,584	226,019,710	1,877,874
資 産 の 部 合 計	245,922,550	270,160,848	-24,238,298	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	245,922,550	270,160,848	-24,238,298

財 産 目 録

2023年 3月31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金	現金手許有高	—	運転資金	—	—	78,637
預金	三菱UFJ銀行 神保町支店	—	運転資金	—	—	41,903,115
	ゆうちょ銀行 ○一九支店 546	—	運転資金	—	—	338,942
	ゆうちょ銀行 ○一九支店 286	—	運転資金	—	—	3,347
	みずほ銀行 江戸川橋支店	—	運転資金	—	—	3,160
	三井住友銀行 神保町支店	—	運転資金	—	—	523,501
	三菱UFJ銀行 神保町支店	—	運転資金	—	—	4,720,000
	三菱UFJ銀行 神保町支店	—	運転資金	—	—	2,374,474
			小計			49,866,539
貯蔵品	切手	—		—	—	662,190
	流動資産合計					50,607,366
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	三菱UFJ銀行 神保町支店	—	基本財産	—	—	60,000,000
	みずほ銀行 江戸川橋支店	—	基本財産	—	—	42,500,000
			小計			102,500,000
	基本財産合計					102,500,000
(2) その他の固定資産						
建物	(本部)新宿区早稲田町67番地	2011	事務所	1,477,875	1,365,478	112,397
器具及び備品	(本部)点字プリンター他	—	業務用	10,533,354	9,066,017	1,467,337
	(協会事業所)携帯情報端末他	—	業務用	82,024,710	81,898,960	125,750
			小計			1,593,087
権利	(本部)電話加入権	—		—	—	144,000
退職給付引当資産	(本部)定期預金 三菱UFJ銀行 神保町支店	—	退職金支払	—	—	12,750,700
新事業準備積立資産	(本部)普通預金 三菱UFJ銀行 神保町支店	—	新事業開設準備	—	—	72,700,000
図書刊行事業準備積立資産	(本部)普通預金 三菱UFJ銀行 神保町支店	—	図書刊行事業準備	—	—	3,715,000
差入保証金	(本部)新宿区早稲田町67番地	—	敷金	—	—	1,800,000
	その他の固定資産合計					92,815,184
	固定資産合計					195,315,184
	資産合計					245,922,550
II 負債の部						
1 流動負債						
未払費用	(本部)社会保険料3月分	—		—	—	554,266
前受金	(協会事業所)次年度分助成金	—		—	—	4,720,000
	流動負債合計					5,274,266
2 固定負債						
退職給付引当金	(本部)	—		—	—	12,750,700
	固定負債合計					12,750,700
	負債合計					18,024,966
	差引純資産					227,897,584

監査報告書

2023年5月24日

社会福祉法人 全国盲ろう者協会

理事長 真砂 靖 殿

監事 八代元行

監事 茂呂和夫

私たち監事は、2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年度収支決算計算書

社会福祉法人全国盲ろう者協会

法人単位資金収支計算書
 (自) 2023年 4月 1日 (至) 2024年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支	収入			
	養成研修等事業収入	15,728,000	15,728,000	
	生活相談等事業収入	5,917,000	5,917,000	
	国際協力推進事業収入	9,417,000	9,417,000	
	福祉啓発事業収入	5,054,000	5,054,000	
	情報機器活用訓練促進等事業収入	19,371,000	19,371,000	
	福祉・医療・教育等連携事業収入	5,086,000	5,086,000	
	リハ・システム事業収入	19,387,000	19,387,000	
	全国盲ろう者大会開催事業収入	1,997,000	1,997,000	
	アジア・ネットワーク構築事業収入	4,720,000	243,442	4,476,558
	地域団体の創業支援事業収入	47,289,520	47,131,020	158,500
	協会事業収入	5,000,000	4,200,000	800,000
	会費収入	11,000,000	8,522,560	2,477,440
	経常経費寄附金収入	24,000,000	13,342,735	10,657,265
	受取利息配当金収入	5,000	3,412	1,588
	その他の収入	700,000	1,205,604	-505,604
	事業活動収入計(1)	174,671,520	156,605,773	18,065,747
支出				
人件費支出	65,842,635	64,258,420	1,584,215	
事務費支出	106,298,436	85,479,756	20,818,680	
その他の支出		20	-20	
事業活動支出計(2)	172,141,071	149,738,196	22,402,875	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	2,530,449	6,867,577	-4,337,128	
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等収入計(4)			
	支出			
施設整備等支出計(5)				
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活動による収支	収入			
	その他の活動による収入計(7)			
	積立資産支出	2,300,000	2,156,200	143,800
	その他の活動支出計(8)	2,300,000	2,156,200	143,800
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-2,300,000	-2,156,200	-143,800	
予備費支出(10)				
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	230,449	4,711,377	-4,480,928	
前期末支払資金残高(12)	45,333,100	45,333,100		
当期末支払資金残高(11)+(12)	45,563,549	50,044,477	-4,480,928	

法人単位事業活動計算書

（自）2023年 4月 1日（至）2024年 3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	養成研修等事業収益	15,728,000	15,724,000	4,000
		生活相談等事業収益	5,917,000	5,917,000	
		国際協力推進事業収益	9,417,000	10,917,000	-1,500,000
		福祉啓発事業収益	5,054,000	5,054,000	
		情報機器活用訓練促進等事業収益	19,371,000	19,371,000	
		制度施行準備事業収益		5,086,000	-5,086,000
		福祉・医療・教育等連携事業収益	5,086,000		5,086,000
		リハ・システム事業収益	19,387,000	19,387,000	
		全国盲ろう者大会開催事業収益	1,997,000		1,997,000
		アジア・ネットワーク構築事業収益	243,442		243,442
		地域団体の創業支援事業収益	47,131,020	27,735,620	19,395,400
		協会事業収益	4,200,000	3,500,000	700,000
		会費収益	8,522,560	8,519,560	3,000
		経常経費寄附金収益	13,342,735	18,709,220	-5,366,485
	サービス活動収益計(1)	155,396,757	139,920,400	15,476,357	
	費用	人件費	66,414,620	64,106,213	2,308,407
事務費		85,479,756	74,329,837	11,149,919	
減価償却費		515,000	349,612	165,388	
国庫補助金等特別積立金取崩額		-78,595	-78,595		
サービス活動費用計(2)	152,330,781	138,707,067	13,623,714		
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	3,065,976	1,213,333	1,852,643		
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	3,412	3,345	67
		その他のサービス活動外収益	1,398,906	891,642	507,264
		サービス活動外収益計(4)	1,402,318	894,987	507,331
	費用	その他のサービス活動外費用	20	7,803	-7,783
		サービス活動外費用計(5)	20	7,803	-7,783
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,402,298	887,184	515,114		
経常増減差額(7)=(3)+(6)	4,468,274	2,100,517	2,367,757		
特別増減の部	収益	特別収益計(8)			
		資産評価損	144,000		144,000
	費用	固定資産売却損・処分損		2	-2
		その他の特別損失		144,046	-144,046
特別費用計(9)	144,000	144,048	-48		
特別増減差額(10)=(8)-(9)	-144,000	-144,048	48		
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	4,324,274	1,956,469	2,367,805		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	48,857,066	47,500,597	1,356,469	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	53,181,340	49,457,066	3,724,274	
	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)				
	その他の積立金積立額(16)		600,000	-600,000	
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	53,181,340	48,857,066	4,324,274	

法人単位貸借対照表
2024年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	56,146,557	50,607,366	5,539,191	流 動 負 債	6,102,080	5,274,266	827,814
現 金 預 金	56,146,557	49,945,176	6,201,381	そ の 他 の 金 用	4,476,558		4,476,558
貯 蔵 品		662,190	-662,190	未 払 費	1,038,636	554,266	484,370
固 定 資 産	197,005,686	195,315,184	1,690,502	預 り 金	78,600		78,600
基 本 財 産	102,500,000	102,500,000		職 員 預 り 金	508,286		508,286
定 期 預 金	102,500,000	102,500,000		前 受 金		4,720,000	-4,720,000
そ の 他 の 資 産	94,505,686	92,815,184	1,690,502	固 定 負 債	14,906,900	12,750,700	2,156,200
建 物	165,192	112,397	52,795	退 職 給 付 金	14,906,900	12,750,700	2,156,200
器 具 及 び 備 品	1,218,594	1,593,087	-374,493	負 債 の 部 合 計	21,008,980	18,024,966	2,984,014
権 利		144,000	-144,000	純 資 産 の 部			
退 職 給 付 引 当 資 産	14,906,900	12,750,700	2,156,200	基 本 金	102,500,000	102,500,000	
新 事 業 準 備 積 立 資 産	72,700,000	72,700,000		基 本 金	102,500,000	102,500,000	
図 書 刊 行 事 業 準 備 積 立 資 産	3,715,000	3,715,000		国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	46,923	125,518	-78,595
差 入 保 証 金	1,800,000	1,800,000		国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	46,923	125,518	-78,595
				そ の 他 の 積 立 金	76,415,000	76,415,000	
				新 事 業 準 備 積 立 金	72,700,000	72,700,000	
				図 書 刊 行 事 業 準 備 積 立 金	3,715,000	3,715,000	
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	53,181,340	48,857,066	4,324,274
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額 (うち当期活動増減差額)	4,324,274	1,956,469	2,367,805
				純 資 産 の 部 合 計	232,143,263	227,897,584	4,245,679
資 産 の 部 合 計	253,152,243	245,922,550	7,229,693	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	253,152,243	245,922,550	7,229,693

財 産 目 録

2024年 3月31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	現金	—	運転資金	—	—	83,945
	三菱UFJ銀行 神保町支店	—	運転資金	—	—	43,308,024
	ゆうちょ銀行 ○一九支店 546	—	運転資金	—	—	115,983
	ゆうちょ銀行 ○一九支店 286	—	運転資金	—	—	81,397
	みずほ銀行 江戸川橋支店	—	運転資金	—	—	37,689
	三井住友銀行 神保町支店	—	運転資金	—	—	509,843
	三菱UFJ銀行 神保町支店	—	運転資金	—	—	4,476,558
	三菱UFJ銀行 神保町支店	—	運転資金	—	—	7,533,118
			小計			56,146,557
	流動資産合計					56,146,557
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	三菱UFJ銀行 神保町支店	—	基本財産	—	—	60,000,000
	みずほ銀行 江戸川橋支店	—	基本財産	—	—	42,500,000
			小計			102,500,000
	基本財産合計					102,500,000
(2) その他の固定資産						
建物	(本部)新宿区早稲田町67番地	2011	事務所	1,477,875	1,312,683	165,192
器具及び備品	(本部)点字プリンター他	—	業務用	10,533,354	9,361,915	1,171,439
	(協会事業所)携帯情報端末他	—	業務用	82,024,710	81,977,555	47,155
			小計			1,218,594
退職給付引当資産	(本部)定期預金 三菱UFJ銀行 神保町支店	—	退職金支払	—	—	14,906,900
新事業準備積立資産	(本部)普通預金 三菱UFJ銀行 神保町支店	—	新事業開設準備	—	—	72,700,000
図書刊行事業準備積立資産	(本部)普通預金 三菱UFJ銀行 神保町支店	—	図書刊行事業準備	—	—	3,715,000
差入保証金	(本部)新宿区早稲田町67番地	—	敷金	—	—	1,800,000
	その他の固定資産合計					94,505,686
	固定資産合計					197,005,686
	資産合計					253,152,243
II 負債の部						
1 流動負債						
その他の未払金	(協会事業所)返還金	—		—	—	4,476,558
未払費用	(本部)社会保険料2・3月分	—		—	—	1,038,636
預り金	(本部)兵庫大会参加費	—		—	—	78,600
職員預り金	(本部)社会保険料	—		—	—	508,286
	流動負債合計					6,102,080
2 固定負債						
退職給付引当金	(本部)	—		—	—	14,906,900
	固定負債合計					14,906,900
	負債合計					21,008,980
	差引純資産					232,143,263

監査報告書

2024年5月28日

社会福祉法人 全国盲ろう者協会

理事長 真砂 靖 殿

監事 八代元行

監事 石井 肇

私たち監事は、2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。